

解題

菅野芳彦

本資料集第二集は、中央大学が「大学令」公布にともない名実とともに大学となるための整備、充実の方策を打ち出し、その実施をはかりはじめた時期から、太平洋戦争に突入するまでの時期をカバーしている。

此の間、本学は、一方では「大学令」に準拠する整備、充実をすすめながら、さらにそれを越えて一その発展、拡充をはかり、物的、人的拡大に大きな努力を傾注したのである。ところが他方では、大正六年六月の失火による校舎、図書室の全焼と、十二年九月の関東大震災による図書館と増築校舎を除いた焼失という、うち続く災害に遭い、二重、三重に復旧、新築の苦難をのりこえなければならぬ宿命にあったのである。こうしたなかでさらに大きな飛躍的発展をめざし、本学は、英吉利法律学校発祥のゆかりの地から、大正十五年八月に駿河台校地への移転を決行したのである。

しかしこのような隆々たる充実、発展をたどる歩みとは逆に、国家による思想統制が次第に強まり、さらに軍部の介入による軍国主義思想が学園を侵しはじめ、大学の自由の灯が確実に搖ぎはじめてきていたのである。

中央大学は、「大学令」による名実とともに「大学」となつて、大学としての特典、恩典を駆使すべく、学位授与権を行使したり、高等学校や実業学校の教員無試験検定の資格取得を申請したりして、飛躍の歩を固めてきつた。「学位」授与の問題をみてみよう。明治十二年以後東京大学の卒業生には、「学士」の学位が与えられていたが、「帝国大学令」（明治十九年公布）により、学士号は学位でなく単なる称号となつた。そして、明治二十年五月「学位令」が制定されると、ここで大博士と博士を「学位」となし、前者は直接文部大臣が、後者は帝国大学評議会の議を経、その推薦を得て文部大臣が、それぞれ授与することとなつた。しかし「大博士」の制度は実現の運びに至らず、「博士」の制度だけが実現して次々に授与されていった。ところが二十六年帝国大學分科大学に教授会が制度化されるおよび、教授会が授与資格の審査を行うことになり、また、大正九年七月「学位規則」（勅令第二百号）の制定により、授与権は完全に文部大臣から教授会に移行したのである。「大学令」による「大学」となつた本学も、この動向に呼応して大正十年五月に「中央大学学位規程・教員会規則」を制定し①、同九月にその認可を得たのである。同規程によれば、提出「論文ハ学長ニ於テ学部教員会ノ選定シタル三人以上ノ委員」（第五条）で審査し、「学部教員会ニ於テ学位ヲ授与スヘキモノト議決シタルトキハ、学長ハ文部大臣ノ認可ヲ得テ学位ヲ授与シ学位記ヲ交付ス」（第八条）ることとなり、さらに同教員

会規則により、「学位授与ノ決議ヲ為スニハ當該学部ノ教員三分ノ二以上出席シ其三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス」(第四条)ることにし、学位授与権を持つ中央大学の本領を發揮するに至つたのである。ちなみにこの「規程・規則」により最初に法学博士を授与されたのが稻田周之助・教授(大正十一年九月)である。学位授与認可申請の内容の詳細については、「川手忠義に法学博士の学位授与認可申請」(11)(大正十四年九月)の例で明らかなる。

そのほか「大学」としての本領を發揮し、体面を保持するためには、国家試験や教員無試験検定などの制度について官、私学の平等実現をめざし、私立大学が連合して猛運動をおこしたこと、明記されなければならない。中央大学としては、大正十一年六月に明治四十一年の省令による「教員無試験検定」と、大正八年の省令による「高等学校教員無試験検定」に関する指定校に指名する申請(3)をしている。さらには、大正十一年以前に旧制予科を卒業したもの、および旧制予科に在学しなかつたが予科課程に相当する試験をうけて合格し、旧本科に入学したもの等について、

「卒業後高等試験令予備試験免除ノ特典ヲ」(3)与えるよう申請をしている。これについては私学関係者がたびたび連合して運動を展開し(『図説 中央大学 1885-1985』七五頁)、共同して特典の拡大を要請してきているのである。なお「教員無試験検定」の資格獲得については、その後も強力にこれをおしすすめ、昭和九年三月には師範学校、中学校、高等女学校の公民科についての「無

試験検定資格に関する学則」を改正(19)したり、又昭和十一年六月

には「実業学校教員無試験検定資格に関する認可」を申請(24)したりして、大いに私立の「大学」としての意氣を燃え立たせたのである。これらの申請、運動が着々と実を結び、大正十二年四月には中央大学の学部卒業生に対し、高等学校教員無試験検定資格と、中等学校教員無試験検定資格が授与され、同十三年五月には専門部が高等試験予備試験免除校の指定をうけるようになり、さらに昭和十一年六月には専門部商学科正科卒業生に実業学校教員資格が授与されることとなつたのである。ちなみに中央大学は昭和十五年において、高文司法科試験の合格者数が初めて全大学の首位に立っているのである。

「大学」としての本領や体面を本学が官、公との対等の立場から保持し、大学としての特典や恩典の授与申請を強く押しすすめる反面、当然のこととして「大学」としての内部充実に大きな努力を払う必要があった。校舎の拡充、整備はもちろんのこと、大学における研究、教育の不可欠要因としての図書館の充実、発展をはかること、さらには運動場、柔剣道場等の拡大に意をもついることなどを、矢継ぎ早に実施せざるを得なかつたのである。しかしこの間において本学は、不運にも大正六年六月の失火による校舎、図書室の焼失、大正十二年九月の関東大震災による校舎の焼失等の災害をこうむり、その後、新增築と二重にも三重にも苦難を克服してすすまなければならなかつたのである。

図書館については、大正六年の失火によつて貴重なビルクマイヤー文庫を失つた苦い体験から、耐震、耐火の鉄筋コンクリート四階建ての本格的建造をめざし、大正十一年五月に「図書館新築

に関する認可申請」②をなし、翌十二年五月に増築の校舎とともに盛大な落成式（同五月二十七日）を行うに至ったのである。不運にも落成式後三ヶ月にして、大震災に遭遇したのであるが、本学の図書館に対する熱意や先見の明が功を奏し、多くの建物が倒壊したなかで、本格的耐震耐火の図書館は増築校舎とともに、大震災の被害から完全にまぬがれることができたのである。図書館の大学における研究、教育上の位置づけが本学では完全に定着し、その後駿河台校地へ移転したあとでもこの方針は引き継がれ、駿河台校地における「図書館用地増加の認可申請（昭和三年七月）」⑬をなし、さらに一そうの拡充をはかつて、本格的な四階建・鉄筋コンクリート造りの「図書館建築に関する認可申請」⑮を、昭和五年に行い、同年に落成式をとりおこなつているのである。

失火、大震災の続いたなかで校舎等の復旧、再築も難事業であった。大正六年六月の失火による校舎焼失により、さしあたり麹町区元衛町の仮校舎で授業をはじめながら、校舎を再築し（再築校舎は七年八月に完成）、また大学令による「予科」校舎を増築し（九年六月予科校舎完成）なければならなかつたのである。しかし再建の意気すごく、「校舎及び柔劍道場増築に関する認可申請」④を大正十一年八月に行い、鉄筋コンクリート三階建の校舎が完成し、さきの図書館とともに十二年五月には、盛大な落成式を挙行するに至つたのである。

こうした外的条件整備に意を用いるとともに、教育条件に関しても「大学令」の趣旨に沿い、さらに国際化の世相に合わせて、学則の改正も行ったのである。ことに大学令による、専門部の学

則改正が目立つのである。大正十二年三月には、「先般大学令ニ拠ル学部学則ヲ相定メ候ニ付テハ右学則ト併行候様専門部ノ学則改正ノ必要」が生じたとして⑤、法学科、経済学科、商学科の三科につき、学科課程を大幅に改訂したり、又同年六月には「從来外国语ハ隨意ナリシモ爾今必修科目トシテ」課するよう同学則を改正⑥したりするのである。このように教育条件の整備を着々と実施している最中に、関東大震災に見舞われたのである。「東京市非常災害事務総務部」による大正十二年九一十一月の「罹災諸学校被災程度の調査」⑦によれば、市内高等諸学校中罹災した二十六校中、本学は「災害程度、殆ト全焼」と報告され、そのための学生数が同十一月一日現在で「半減」の見込みとなり、「焼跡ニバラック建設」して授業続行中となつていて。しかし同十二月七日の同調査の報告では、本学は震災前に比し七十四名の退学者があるとなつており、私立大学の震災による学生移動が日本大学（一、四五九人減）、早稲田大学（一、二六〇人減）、専修大学（六八一人減）、法政大学（一六七人減）などにくらべて僅少に済んだことが分る。

二

失火や大震災などに見舞われる中でも、本学は一時的な自失の思いはあつたであろうが、新しい大学としての復興、再建への意氣はすさまじいものであり、ここで一層の充実発展をめざして立ち上がるのである。即ち、これまでの錦町校地の狭隘さが、これ以上の充実を望めないところにきていることを痛感させ、當時用

地取得の幸運にも恵まれた駿河台南甲賀町へ移転することを決断したのである。大正十四年六月、南甲賀町の戸田伯爵旧邸地約一、九七〇坪を校地として購入、同十五年八月には駿河台校舎が完成し、十一月十一日には創立記念祭を兼ねて、盛大な落成式を挙行したのである。この駿河台校地への移転にともない、図書館用地の確保、拡大の措置¹³がとられ、延八四八・二二坪、鉄筋コンクリート造り、地階共四階建の新図書館の建築申請¹⁵がなされて、昭和五年十一月に落成した。

こうして校舎、図書館、柔剣道場などが着々と整備されるなかで、運動場の拡張も行われた。英吉利法律学校、東京法学院時代の運動会は、飛鳥山公園などで遠足を兼ねて行われていたが、明治四十四年九月府下豊多摩郡中野町に運動場を新設してからは、毎年秋に学友会主催で行われることになった。時あたかも各大大学がスポーツに熱を入れ出し、体育奨励の政策もうち出されたこともあり、大正十四年埼玉県入間郡吾妻村（現所沢市）に九、九一二坪の地所を購入し、運動場として使用をはじめ、その使用認可¹²（大正十五年）も得たのである。こうして駿河台校地、運動場などを中心に研究、教育にそれぞれ実績をあげながら、文武両道をめざして進み、いよいよ本学の名声が高まってくるのである。

一方、社会の要請にこたえ、本学建学の理念にも沿う勤労学生のための夜間学部の開設が検討される。まず、予科夜間部開設のため学則を改正¹⁴し、二ヶ年間の「第二予科」が認可されたのは、昭和四年三月である。改正、設置は「國家文運ノ進展ニ伴ヒ」専門高等の教育を受けたいものが増加するなかで、「境遇上昼間一

定ノ業務ニ服シ夜間学業ヲ修メントスル有為ノ青年ニ」に対する教育設備がきわめて少いところから、「本大学ハ茲ニ見ル所アリ此欠陥ヲ補フ為メ……大学予科ヲ二部制トシ……逆境ニ處シツツ大學教育ヲ受ケント欲スル有為ノ青年ニ其途ヲ開キ質実剛健以テ之ヲ教養ゼン」とするものであった。こうして第一期生の卒業を待つて同年三月正式に夜間学部が開講され、その後勤勉で優秀な夜間部出身者の活躍により、夜間部の誇り高き伝統が形成されていくのである。と同時に予科教育の責任体制をととのえるために、昭和六年二月には「予科教員採用の認可」¹⁷をうけ、予科の専任教授を任用するなどをしてきている。そのほか成績区分をそれまでの優、良、可、不可の表示から、甲、乙、丙（学部、専門部のみ）に変更し¹⁶たり、従来の「大学記念日ハ事実ニ相違」しているので「記念日ハ七月八日」とするよう学則を変更¹⁸（昭和六年四月）するなど、着実に発展のみちをたどってきたのである。

本学発祥のゆかりのある錦町校地から駿河台校地へ移転し、学生数も増加し教育施設の拡大、充実もすすみ、大きくひらけゆく道をたどりつつあたなで、本学が昭和十年に創立五十周年を迎えることとなるのである。このような飛躍のなかに五十周年を迎えるのに最適な記念の事業の一つとして、「創立五十周年記念講堂・校舎の新築」が昭和九年十一月八日に起案され、十年一月に認可²⁰されて着工がはじまつた。同申請書には、「創立満五年ニ相当致シマスノテ最モ必要緊急ノ施設ヲ為シ記念ニ致シタイト存シマス……近年学生數年々増加シテ參リマシテ現在ノ校舎テハ到底収容出来マセン……購入シタ裏隣接地ノ半分ヲ利用シテ記

念講堂並ニ教室ヲ新築シタイ」という決議録が添付されているが、

幸い校地隣接の秋元春朝子爵所有地一、〇九〇坪を校地として購入していたのである。こうして講堂二、九二四平方米、教室部分一、二五一平方米、他、総計四、七七六平方米（一、四四七坪）、収容人員総計五、三三四人の、一部地階付四階建の鉄骨、鉄筋、耐震耐火構造による記念大講堂が十年八月三十一日に完成したのである。総建築費は三十九万五千円であった。この新設記念大講堂で同十一月四日創立五十周年記念式典が盛大に挙行され、梨本宮殿下、英國大使はじめ多くの来賓から祝辞が述べられた。そしてそのあと三日間にわたり、本学顧問元田肇による「民法実施延期の真相」と題する記念講演、法典実施延期運動関係の書簡などが展示された「古文書展覧会」や、約三、五〇〇人の学生が参加しての、本学校庭から宮城広場までの提灯行列など、多彩な記念行事が繰りひろげられたのである。

三

こうした本学の着実な充実、発展の歩みとは逆に、「臨時教育會議」が廃止（大正八年）され、教育評議会、そして大正十三年内閣直属の「文政審議会」が設置された頃から、国家による思想統制が一そう強まり、ことに大正十二年十一月に「国民精神作興ニ関スル詔書」が公布されたこともあり、さらには軍部の介入による軍国主義思想が、学園に次第に色濃く侵入しあがめていたのである。「文政審議会」が「内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其諮詢ニ応シテ國民精神ノ作興、教育ノ方針其他文政ニ關スル重要事項」を調査審議すべきものとして設置されたが、その基本方針は臨時教育會議の答申、建議に基く思想善導と、精神作興の名のもとの國民道徳の普及であった。他方、大正十四年四月には「陸軍現役將校配属令」の公布、「教練教授要目」の制定、そして昭和三年「學校教練及青年訓練修了者検定規程」を陸軍大臣が制定して、學校教練成績をも合否判定の資料とすることが決められるなど、學校教育の軍國主義的編成が着々とすすめられてきていたのである。

こうして文部省も思想問題に関する訓令を出し、東大新人会、京大その他の社会科学研究会に解散命令を出し（昭和三年）たり、文部省に学生課を新設して「思想問題」に対処させたりし、ついには危険思想根絶、日本固有の精神文化闡明のための「國民精神文化研究所」を設置し、大学における教授内容にも規制が加えられはじめたのである。

本学においても例外というわけにはいかず、このような動向を背景にして昭和十年三月十九日付文部省専門學務局長命として、本学に対し「貴学予科及ヒ専門部ニ於ケル各学年ニ對シ『修身』ヲ必須學科目トシテ課スル様致度ニ付最近ノ機會ニ其手配相成度」という通達²²がきている。いっぽうこれよりさき、同年二月七日付をもって本学は「歴史・教練の追加に関する予科専門部學則改正」を進達²²しているのである。その改正内容は、「国史及東洋史ヲ中心トスル歴史教育ヲ充実セシメン」がために、第一予科第一学年の「歴史三時間」を四時間にすること、及び「専門部法学科（昼間部）入学者及在学生ハ年々適齡者又ハ適齡前ノ者ガ增加スル」のに対応して、「之ニ教練ヲ課スル必要」があるので、

昭和十四年四月より教練を必須科目として実施したい、とする二点を含むものであった。本学としては積極的に当時の国策に沿つた「学則改正」であつたにもかかわらず、私学に対する文部当局の権威主義は私学からの申請を素直に認可することを敢てせず、この申請の「認可」(三月十八日)と交換条件として、すかさず翌三月十九日に「貴学においてなるべく早く『修身』を必須学科目にせよ」という、さきの学務局長通達となるのである。こうして「修身・体操の配当に関する予科専門部学則改正」は、同年四月一日付をもつて承認²³され、「本学ハ一層教育ノ徹底ヲ期セン」がために、第一第二予科と専門部各学科の各学年に「修身一時間」を課し、同時に交換条件として教練を各学年に週二時間ずつ課すこと、「文部大臣によつて認可」されることになったのである。

しかも昭和十一年十二月専門部の「正科別科の区別廃止他の学則」改正²⁴により「専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其他ヲ別科ト」してきた区別を認める必要のなくなつたことから、この区別を廃止したが、同時に専門部法、経、商各学科の学科課程の配当、表示において、必修科目の筆頭に「修身」を位置づけ、「専門部ハ各学術ノ理論及ヒ應用ヲ教授スル」ことを目的(同学則第一条)にうたいながら、国民道徳の普及、徹底を根基とする国家政策に同調し、さらに翌十二年の「学科課程の変更」による学則改正²⁵で、ますますこの傾向が固定化するのである。

こうしたなかで、さきに触れた「実業学校教員無試験検定」(大正十一年文部省令第四号による)が認可され、「教育学及教授法ヲ修メ且成績優良ナル」専門部商学科卒業生に教員免許状が与

えられることになる。また「スポーツ界ノ現状ニ鑑ミ数種総合ノ運動場設備」の必要を認め、昭和十二年五月には約一五、〇〇〇坪の「総合運動用地」を板橋区練馬南町に購入²⁶をしている。このような情勢のなかで昭和十三年四月には、本学出身者としての最初の学長に林頼三郎が就任し、文部大臣より認可²⁷をうけている。本学としては画期的なことではあつたが、戦時色の一そら濃くなる時勢のおもむくところ、「戦時学生自戒五条」を定め、軍事教練、報国隊動員体制の強化へと急速に進むのである。しかし林学長の誕生は、当時本学々生の勉学意欲の向上に多大の刺激を与えたことは、事実であつたろう。

四

本書には、「拾遺」と「参考」として多くの文書が収録されている。

まず「拾遺」として「東京法学院学則改正」(明治二九年七月)²⁸では、明治二十八年七月二十四日付認可の学則が、「調査候処不完全之廉無之被認候ニ付」いて改正したというので、二十九年七月二十七日に認可されたものである。改正された主な点は(中央大学史資料集)第一集四七、五二頁参照)、学則の条項を整理したこと、卒業生のため高等法学科の制度を設けたことである。特に「学暦」で「学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年二月十日マテ」の前期と、「一月十一日ヨリ七月十日マテ」の後期に分けたことや、新「学則」の「教場心得」として、教場出席時に聴講券を携帯すること、教場では静謐を旨として講師に恭順であること、雑

談、喫煙を禁ずること、教場の器物を汚損しないことなどの四ヶ条があげられていることは興味の深いところである。

また、明治四十一年及び大正元年の学生定員変更の申請書⁽³⁴⁾、教職員・生徒数の報告書⁽³⁶⁾、さらには明治四十二年、大正八年の各「社団法人定款改正」に関する文書⁽³⁵⁾⁽³⁷⁾などが収録してある。

次に「参考」として、一、三菱商業学校開業（明治十一年）と規則改正（明治十四年）⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾、二、東京攻法館の開業（明治十三年）と京橋区への移転（明治十四年）⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾、三、東京英語学校規則改正（明治二十二年）⁽⁴²⁾、四、中央高等予備校設立者変更に関する申請書（大正三年、同六年）⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾、五、中央大学商業学校の設置、および、同校々長・教科書・授業料・入学考查料・設立者等の諸変更の申請書・届書⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾、六、杉並中学校について、日白中学校の校名変更等の申請⁽⁵²⁾、財團法人杉並中学校の設立（昭和十五年十一月）⁽⁵³⁾等の資料を収録した。